

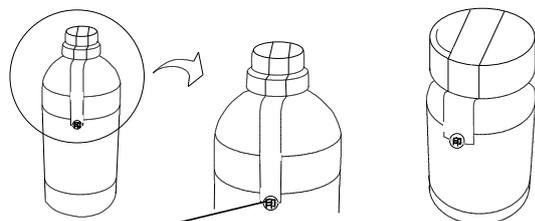
理科薬品等の取扱いに関する手引（四訂版）新旧対照表

改 正 後 （平成30年 2月）	改 正 前 （平成26年 3月）																
<p>p2 第1 危険な薬品</p> <p>3 学校にありうる危険な薬品</p> <p>「毒物及び劇物取締法」、「消防法」による危険な薬品のうち、学校にありうるものは次表のとおりであるが、学校によっては、これら以外の危険な薬品が保管されている場合もあることから、留意すること。なお、薬品の情報については、「安全データシート（SDS）」※1等を利用し、管理・保管はもちろん、実験での適切な使用に努めること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #4F81BD; color: white;"> <th rowspan="2">品 名</th> <th colspan="2">危険性</th> </tr> <tr style="background-color: #4F81BD; color: white;"> <th>分 類</th> <th>性質・作用等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>亜鉛（粉末）</td> <td>・ 第2類</td> <td>還元性、発火性</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 「化学物質排出把握管理促進法」のもと、薬品の性質や取扱いに関する情報を記載したもの                  ※2 36%以上のものが第6類の危険物に指定されている                  ※3 90%以上のものが第6類の危険物に指定されている</p> <p>p6 第2 薬品の取扱い</p> <p>2 薬品の管理・保管</p> <p>(1) 管理上の遵守事項</p> <p>イ 薬品は購入・使用等の都度、受払・点検記録簿に使用量等を記録すること。                  （略）</p> <p>(イ) 毒物及び劇物にあつては少なくとも月ごとに、一般薬品は<u>少なくとも6か月ごとに</u>、すべての薬品を実測し現在量と受払・点検記録簿の重量に不符合がないかどうかを複数の教員等で点検、確認のうえ、「理科薬品等点検確認票（様式3）」により物品管理主任及び校長等の検印を受けること。</p> <p><u>ただし、使用頻度の低い薬品については、当該容器を封印することによって、目視による点検のみとし、薬品の現在量を実測しなくてもよい。なお、容器の封印は、下図を参考に、担当者が割印をするとともに、容器が開けられたときにテープが破れるなどして確認できるようにすること。また、過去3年間封印してい</u></p>	品 名	危険性		分 類	性質・作用等	亜鉛（粉末）	・ 第2類	還元性、発火性	<p>p2 第1 危険な薬品</p> <p>3 学校にありうる危険な薬品</p> <p>「毒物及び劇物取締法」、「消防法」による危険な薬品のうち、学校にありうるものは次表のとおりであるが、学校によっては、これら以外の危険な薬品が保管されている場合もあることから、留意すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #4F81BD; color: white;"> <th rowspan="2">品 名</th> <th colspan="2">危険性</th> </tr> <tr style="background-color: #4F81BD; color: white;"> <th>分 類</th> <th>性質・作用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>亜鉛（粉末）</td> <td>・ 第2類</td> <td>還元性</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 36%以上のものが第6類の危険物に指定されている                  ※2 90%以上のものが第6類の危険物に指定されている</p> <p>p6 第2 薬品の取扱い</p> <p>2 薬品の管理・保管</p> <p>(1) 管理上の遵守事項</p> <p>イ 薬品は購入・使用等の都度、受払・点検記録簿に使用量等を記録すること。                  （略）</p> <p>(イ) 毒物及び劇物にあつては少なくとも月ごとに、一般薬品は<u>月又は学期ごとに</u>、すべての薬品を実測し現在量と受払・点検記録簿の重量に不符合がないかどうかを複数の教員等で点検、確認のうえ、「理科薬品等点検確認票（様式3）」により物品管理主任及び校長等の検印を受けること。</p>	品 名	危険性		分 類	性質・作用	亜鉛（粉末）	・ 第2類	還元性
品 名		危険性															
	分 類	性質・作用等															
亜鉛（粉末）	・ 第2類	還元性、発火性															
品 名	危険性																
	分 類	性質・作用															
亜鉛（粉末）	・ 第2類	還元性															

る薬品は、速やかに破棄すること。

液体薬品が入った試薬瓶

固体薬品が入った試薬瓶



紙テープをのりづけし、割印 封印の例

## (2) 保管上の遵守事項及び留意点

ア 薬品は安全収納の工夫をして保管すること。

(略)

ウ 薬品庫の施錠に用いるダイヤル鍵の暗証番号については、暗証番号の漏洩を防ぐ観点から、少なくとも1年おきに変更すること。

## p9 第2 薬品の取扱い

### 3 廃液の処理、薬品の廃棄

#### (2) 危険な薬品の廃棄

ア 廃棄の考え方

過去3年間使用していない薬品については、速やかに廃棄する。廃棄に当たっては、毒物及び劇物取締法及び同法施行令（第4関係法規・通達等を参照）における廃棄等の基準により行わなければならない。また、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律など、環境保全関係の法律に従う必要があるため、保健所と協議の上、その性質に応じて適切に処理しなければならない。

## p14 第3 災害・事故等の対策と対応

### 4 その他の事故対策

(略)

亜鉛粉末のような発火性物質を湿った状態で空気にさらすと、発火する恐れがあることから、空気に触れないよう密封し、可燃物から離して保管するとともに、廃棄する際は、

## (2) 保管上の遵守事項及び留意点

ア 薬品は安全収納の工夫をして保管すること。

(略)

## p8 第2 薬品の取扱い

### 3 廃液の処理、薬品の廃棄

#### (2) 危険な薬品の廃棄

ア 廃棄の考え方

長期間保管されている危険な薬品で、今後も使用の見込みがないものについては速やかに廃棄する。廃棄に当たっては、毒物及び劇物取締法及び同法施行令（第4関係法規・通達等を参照）における廃棄等の基準により行わなければならない。また、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律など、環境保全関係の法律に従う必要があるため、保健所と協議の上、その性質に応じて適切に処理しなければならない。

## p14 第3 災害・事故等の対策と対応

### 4 その他の事故対策

(略)

業者委託するなどして適切に廃棄する必要がある。

p23 第4 関係法規・通達等

7 通達・通知

○ 理科薬品等の取扱いについて

○ 「道立学校における学校教材用毒物・劇物の保管管理について」及び「道立学校における理科薬品等の管理について」の一部改正について

p49 第5 その他

2 質疑応答

様式1 記載例

一般薬品受払・点検記録簿

試薬びん(ラベル等を確認し、濃度、重量(Kg又はg)等を記載する。また、必要に応じて密閉や消火法に基づく危険物の区分などもあわせて記載する。)

規格 395g入 (500mL入) 危険物 第四類 アルコール類 火気厳禁 密度=0.79g/cm<sup>3</sup>

品名(記号) エタノール (C<sub>2</sub>H<sub>5</sub>O) 〇〇

年月日	項目	受入数量		引出数量		現在量		備考
		風袋込重量	(実重量)	風袋込重量	(実重量)	風袋込重量	(実重量)	
29.5.12	繰越	833	593			833	593	保有計 2本
29.5.15	実験			158	158	675	435	本数を記入し保有本数を明確にしておく。(変更があった場合も同様) ※事例は、2本保有し、内容量の合計が750mLの場合
29.6.30	点検・確認			1	1	674	434	同し薬品が増減ある場合、検査を付して現物と対応させ記載する。管理上、容器ごとに記録簿を作成する場合、「薬品番号」欄に検査を含め記載する。
29.12.12	実験			278	158	396	276	点検確認において、数量が増減があった場合は、「数量による質量増」、「揮発による質量減」など、その理由を具体的に記載する。
29.12.28	点検・確認					396	276	薬品を使い切った、容器を廃棄する場合は、容器の重量も記載する。
30.1.31	封印					395	275	購入、繰越、管理換、点検・確認等の事由を記載する。
30.6.29	封印確認							封印した薬品について、「封印」と記載する。

薬品が固体、液体にかかわらず、風袋込重量で管理する。封印した薬品については、目視による点検を行う。

封印確認した際は、現在量については記載しなくてよい。

p50

様式2 記載例

毒物及び劇物受払・点検記録簿

品名(記号) トルエン (C<sub>6</sub>H<sub>5</sub>CH<sub>3</sub>) 〇〇

規格 435g入 (500mL入) 密度=0.87g/cm<sup>3</sup>

年月日	項目	受入数量		引出数量		現在量		備考	確認者		
		風袋込重量	(実重量)	風袋込重量	(実重量)	風袋込重量	(実重量)		校長	管理責任者	担当
29.11.7	購入	740	435			740	435	購入本数1本(0-0) 保有計1本	印	印	印
29.11.9	実験			130	130	610	305		印	印	印
29.11.30	点検・確認					610	305	(点検確認票で検印を受けるため押印名貼可)			
29.12.14	実験			174	174	436	131		印	印	印
29.12.29	点検・確認			1	1	435	130	揮発による質量減 (点検確認票で検印を受けるため押印名貼可)			
30.1.31	封印					434	129	封印した薬品について、「封印」と記載する。	印	印	印
30.2.28	封印確認							封印時の、現在量を記載する。	印	印	印

薬品が固体、液体にかかわらず、風袋込重量で管理する。封印した薬品については、目視による点検を行う。また、記録簿の区分に、毒物及び劇物取締法、消防法に基づく危険物の区分や、薬品の危険性の性質、作用等を記載する。

封印確認した際は、現在量については記載しなくてよい。

p22 第4 関係法規・通達等

第7 通達・通知

p45 第5 その他

2 質疑応答

様式1 記載例

一般薬品受払・点検記録簿

試薬びん(ラベル等を確認し、濃度、重量(Kg又はg)等を記載する。また、必要に応じて密閉や消火法に基づく危険物の区分などもあわせて記載する。)

規格 395g入 (500mL入) 危険物 第四類 アルコール類 火気厳禁 密度=0.79g/cm<sup>3</sup>

品名(記号) エタノール (C<sub>2</sub>H<sub>5</sub>O) 〇〇

年月日	項目	受入数量		引出数量		現在量		備考
		風袋込重量	(実重量)	風袋込重量	(実重量)	風袋込重量	(実重量)	
28.4.1	繰越	833	593			833	593	保有計 2本
28.6.14	実験			158	158	675	435	本数を記入し保有本数を明確にしておく。(変更があった場合も同様) ※事例は、2本保有し、内容量の合計が750mLの場合
28.7.31	点検・確認			1	1	674	434	同し薬品が増減ある場合、検査を付して現物と対応させ記載する。管理上、容器ごとに記録簿を作成する場合、「薬品番号」欄に検査を含め記載する。
28.9.12	実験			278	158	396	276	点検確認において、数量が増減があった場合は、「数量による質量増」、「揮発による質量減」など、その理由を具体的に記載する。
28.12.28	点検・確認							薬品を使い切った、容器を廃棄する場合は、容器の重量も記載する。

薬品が固体、液体にかかわらず、風袋込重量で管理する。

Q 3 点検確認は具体的にどのように行うべきか。

A 3 点検確認は、管理責任者を含めた複数の教員等で行うこととし、点検対象薬品の使用の有無にかかわらず、すべての薬品の現在量を実測することとするが、封印した薬品については、目視による点検のみとし、薬品の現在量を実測しなくてもよい。

なお、一人が点検し、もう一人が確認するなどダブルチェックの体制による実施としてください。

Q 4 定期的な点検確認のうち、実測を行う薬品は、前回の点検確認以降に使用した薬品のみでかまわないか。

A 4 使用の有無にかかわらず、実測を行うすべての薬品について、重量を計測し、台帳と不都合がないか、確認を行ってください。

なお、封印した薬品については、目視による封印確認を行ってください。

p51

Q 9 封印した薬品の受払簿への記載は、どのように行うべきか。

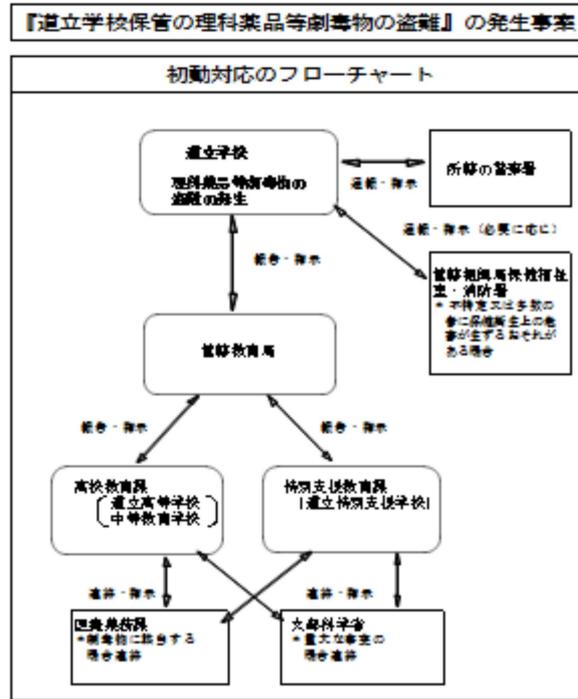
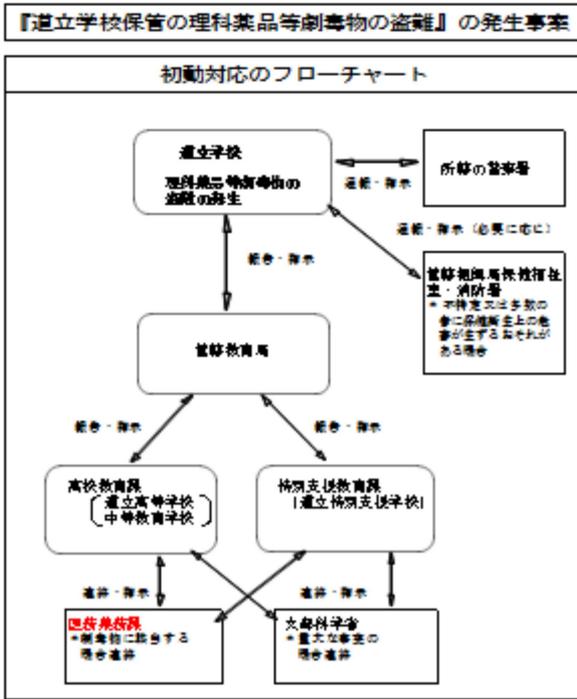
A 9 点検・確認時の記載方法は、質疑応答の A 2 に示した記載例を参考としてください。

Q 3 点検確認は具体的にどのように行うべきか。

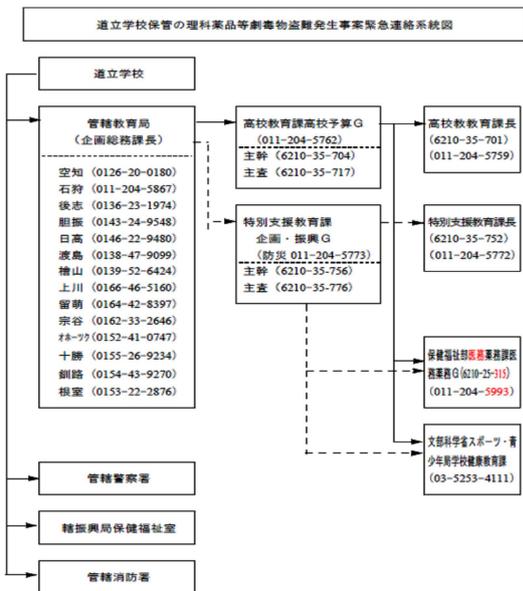
A 3 点検確認は、管理責任者を含めた複数の教員等で行うこととし、点検対象薬品の使用の有無にかかわらず、必ずすべての薬品について実測することとし、一人が点検し、もう一人が確認するなどダブルチェックの体制による実施としてください。

Q 4 定期的な点検確認のうち、実測を行う薬品は、前回の点検確認以降に使用した薬品のみでかまわないか。

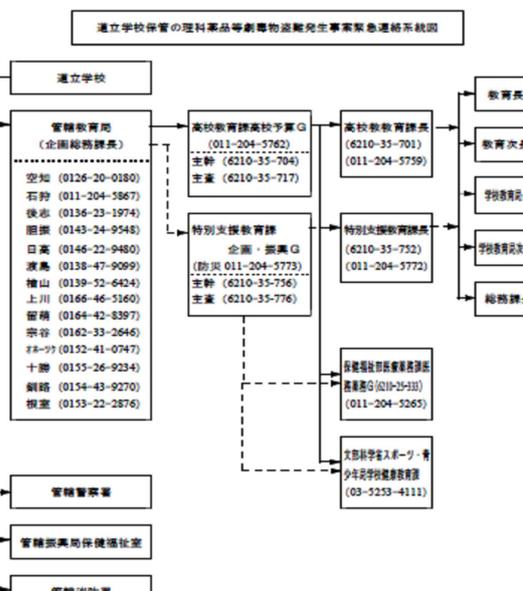
A 4 使用の有無にかかわらず、すべての薬品について、重量を計測し、台帳と不都合がないか、確認を行ってください。



緊急連絡系統図 (連絡網)



緊急連絡系統図 (連絡網)



チェック表・「情報の連絡・報告先」

道立学校保管の理科薬品等劇毒物の盗難の発生事案

**連絡・報告先チェック表**

機関名など	想定される事案等	チェック
北海道		
道立学校	自校において理科薬品等劇毒物の盗難が発生した場合、管轄教育局及び管轄警察署に連絡するとともに、必要に応じ管轄振興局保健福祉室及び管轄消防署へ連絡	
管轄教育局	管轄区域内の道立学校で理科薬品等劇毒物の盗難が発生した場合、高校教育課又は特別支援教育課へ連絡	
高校教育課	道立高等学校・中等教育学校で理科薬品等劇毒物の盗難が発生した場合、教育庁幹部に連絡するとともに、必要に応じ保健福祉部及び文部科学省へ連絡	
特別支援教育課	道立特別支援学校で理科薬品等劇毒物の盗難が発生した場合、教育庁幹部に連絡するとともに、必要に応じ保健福祉部及び文部科学省へ連絡	
保健福祉部医務業務課	道立学校で毒物及び劇物取締法上の劇毒物の盗難が発生した場合	
管轄振興局保健福祉室	管轄区域内の道立学校で「 <u>不特定多数の者に保健衛生上の危害が生ずる恐れがある</u> 」理科薬品等劇毒物の盗難が発生した場合	
管轄消防署	管轄区域内の道立学校で「 <u>不特定多数の者に保健衛生上の危害が生ずる恐れがある</u> 」理科薬品等劇毒物の盗難が発生した場合	
文部科学省スポーツ・青少年教育局学校健康教育課	道立学校で重大な理科薬品等劇毒物の盗難が発生した場合	

チェック表・「情報の連絡・報告先」

道立学校保管の理科薬品等劇毒物の盗難の発生事案

**連絡・報告先チェック表**

機関名など	想定される事案等	チェック
北海道		
道立学校	自校において理科薬品等劇毒物の盗難が発生した場合、管轄教育局及び管轄警察署に連絡するとともに、必要に応じ管轄振興局保健福祉室及び管轄消防署へ連絡	
管轄教育局	管轄区域内の道立学校で理科薬品等劇毒物の盗難が発生した場合、高校教育課又は特別支援教育課へ連絡	
高校教育課	道立高等学校・中等教育学校で理科薬品等劇毒物の盗難が発生した場合、教育庁幹部に連絡するとともに、必要に応じ保健福祉部及び文部科学省へ連絡	
特別支援教育課	道立特別支援学校で理科薬品等劇毒物の盗難が発生した場合、教育庁幹部に連絡するとともに、必要に応じ保健福祉部及び文部科学省へ連絡	
保健福祉部医療政務局医療業務課	道立学校で毒物及び劇物取締法上の劇毒物の盗難が発生した場合	
管轄振興局保健福祉室	管轄区域内の道立学校で「 <u>不特定多数の者に保健衛生上の危害が生ずる恐れがある</u> 」理科薬品等劇毒物の盗難が発生した場合	
管轄消防署	管轄区域内の道立学校で「 <u>不特定多数の者に保健衛生上の危害が生ずる恐れがある</u> 」理科薬品等劇毒物の盗難が発生した場合	
文部科学省スポーツ・青少年教育局学校健康教育課	道立学校で重大な理科薬品等劇毒物の盗難が発生した場合	